

平成 15 年 8 月 21 日
国土審議会調査改革部会
企画運営委員会委員長

国土審議会調査改革部会企画運営委員会の議事の公開について（案）

企画運営委員会の議事の公開については、専門委員会設置要綱（平成 15 年 6 月 30 日）に基づき、次の通り定めるものとする。

記

- 1 . 会議は非公開とし、終了後速やかに議事要旨を作成し、発言者氏名を除いて公表するものとする。
- 2 . 議事録については作成後、発言者氏名を除いて公表するものとする。
- 3 . 会議の資料及び議事録については、審議の途中にあるものその他公表することにより円滑な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものを除き、公表するものとする。
- 4 . 1 . から 3 . までの規定により公表する議事要旨等については、国土交通省大臣官房広報課又はインターネットにおいて広く公開するものとする。

以上

調査改革部会設置要綱

平成15年6月23日
第3回国土審議会決定

(設置)

- 1 国土審議会令(平成12年政令第298号)第3条第1項の規定に基づき、国土審議会(以下「審議会」という。)に調査改革部会(以下「部会」という。)を置く。

(任務)

- 2 部会は、次に掲げる事項について最近の経済社会情勢の変化を踏まえつつ調査審議し、その結果を審議会に報告する。
 - 一 国土の総合的点検について
 - 二 国土計画制度の改革について

(専門委員会)

- 3 部会に、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための専門委員会を置くことができる。
- 4 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 専門委員会に委員長を置き、部会長が指名する委員、特別委員又は専門委員がこれに当たる。
- 6 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において処理する。

(雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は平成15年6月23日から施行する。

専門委員会設置要綱

平成15年6月30日

国土審議会第1回調査改革部会決定

(設置)

- 1 国土審議会調査改革部会(以下「部会」という。)に次の専門委員会を置く。
 - 一 企画運営委員会
 - 二 地域の自立・安定小委員会
 - 三 国際連携・持続的発展基盤小委員会
 - 四 持続可能な国土の創造小委員会
 - 五 制度検討委員会

(任務)

- 2 企画運営委員会は、部会に置かれた専門委員会相互間の連絡調整を行う。
- 3 国土の総合的点検に関する専門の事項を調査する専門委員会の任務は、それぞれ次のとおりとする。
 - 一 地域の自立・安定小委員会は、人口減少、少子・高齢化の下で、広域的な連携等により、人々の暮らしに対する満足感を高めるとともに自立・安定した地域社会を形成する観点から、国土の現状と課題について調査する。
 - 二 国際連携・持続的発展基盤小委員会は、グローバル化の進展を生かした活力ある国土形成や、少子高齢化、投資制約下で我が国の持続的発展のための国土基盤形成に資する観点から、国土の現状と課題について調査する。
 - 三 持続可能な国土の創造小委員会は、安全で自然豊かな国土を創造し、これを適正に管理し、将来の世代に継承する観点から、国土の現状と課題について調査する。
- 4 制度検討委員会は、国土計画制度の改革に関する専門の事項を調査する。

(招集)

- 5 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の開催)

6 専門委員会は、専門委員会委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし委員長は、やむを得ない理由により専門委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を専門委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

7 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

8 7のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(庶務)

9 専門委員会の庶務は、国土交通省国土計画局総合計画課において処理する。

(雑則)

10 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は平成15年6月30日から施行する。